平成２２年（フ）第１９７４号
京都府宇治市木幡南山９番地の129
破産者　西田　孝行
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３５号
京都府宇治市広野町寺山15番地
破産者　西島　典章
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７１号
京都市南区久世大藪町525番地８　サン・レスポアール918号
破産者　瀬戸口戦明
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３８０号
神戸市西区北別府２丁目12番地の９　シャトルナガイⅠ106号
破産者　オートウェーブこと　林　　良一
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地2324―３
破産者　上村　英雄
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第４５号
島根県浜田市弥栄町木都賀イ802番地２
破産者　日野原俊行
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３３２６号
東京都中野区江古田１丁目39―８―603
破産者　砂川　　清
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１４５号
東京都台東区池之端１丁目４番26号
破産者　株式会社青野幸便社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５１４７号
静岡県静岡市清水区横砂中町15―17、開始決定時の住所東京都台東区千束２丁目25―４―803
破産者　青野　怜示
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５４７６号
福島県郡山市桜木２丁目２―16、開始決定時の住所福島県本宮市高木字舟場31
破産者　渡邉　史貴
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６３１１号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1864番地10　さいたまソフトウェアセンタービル603
破産者　株式会社デジタルクリエイツ
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第６５１１号
東京都荒川区南千住３丁目41―２―1105
破産者　別府　保成
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８６７４号
神奈川県横浜市西区北幸１丁目４番地１号　横浜天理教館24階
破産者　医療法人社団博美会
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２２５号
東京都品川区南大井５丁目23―５　第５三井ビル402
破産者　駒井　　貴
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７００号
東京都世田谷区千歳台５丁目19―14―205
破産者　古賀　幸弘
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９６５号
広島県広島市西区商工センター１丁目10番17号
破産者　株式会社丸京食品
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２２号
東京都豊島区池袋本町４丁目20番１号
破産者　丸東食品株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２３号
埼玉県坂戸市末広町18―16、開始決定時の住所東京都板橋区常盤台１丁目27―18
破産者　佐藤　達雄
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２８号
東京都渋谷区広尾１丁目１番35号
破産者　譲建築事務所株式会社
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部